

新制度注目

【早期作成のスマートな「遺言書」】

時に「争族」と揶揄されるほど、親族間での争いがつきトライアルを防ぐための最初の一歩は、やは  
り遺言の活用です。特に、不動産という分野で多い  
現実のために、印相満了の実現のために  
印相満了申請書が不可欠です。

遺言は「公正証書遺言」「秘密証書遺言」「自筆証書遺言」の3タイプ。

**証人2人の立会いの下で、公證人が遺言書から遺言内**  
**内容に不備が生じる可能**  
**を想起取つて作成する遺言書は公證役場で保管されるため、偽造や紛**  
**失が生がれにくく、手書きの手間に費用がかかるも**  
**のリスクも回避可能。**  
**遺言書の内容の中に最も確実に実現して**  
**全国の公證人が対応するが、**  
**「公證」の意味は「公證役場で立会して」で「立会して」で「公證」**

遺言内容を記載した書面を、2人の証人と同行して公証役場に持ち込み、封印・封書をして作成する遺言。署名や証印に捺印だけ行なえば、内容は自身で立ち替りで書類を作成するため、遺言の存在は誰にも知れず、内容を公開する必要がないため、遺言の存在は最も可能だ。明瞭なかにしつつも内容は秘密にできるのが最大のメリット。反面、内容に法律的・実務的な不備があれば遺言が無効となる、自分で保管するため紛失があり得る等のリスク

その名の通り、遺言者がその全文、日本および氏名を自筆署名し、これに押印して作成する遺言。秘密録書遺言と同様、内容に不備があるとしても何處でも書き直せるのが特徴である。相続法の改正によって、2001年4月からは財産目録の添え紙や、必要書類登記証明書のコピーなどにより、遺言の真意が確認できるようになったことから注目されている。

**自筆証書遺言の保管制度、7月開始**

**自筆証書遺言の保管制度、7月開始**

ART TIMES

Index

発行元・株式会社アート不動産

卷之三

尾動小

# ART TIMES

06 June  
2020  
オーナー様向けニュースレター

读云书作岁时注音

卷之三

「職住融会」で賃貸不動産を恋ねる?

アート不動産のリフォーム提案  
可動式収納棚ニシテルフリード

**新制度で注目 家族の絆を守る**

「遺言書」星期作成のススメ

